

今回紛失した放射性輸送物の人体に与える影響(文部科学省作成)

- 1時間プラスチック容器に触れ続けた場合の被ばく量 : 0.1 μ Sv
- 1時間液体1cc全量が皮膚に付着した場合の被ばく量 : 約 64 μ Sv
- 100m³の部屋に全量をこぼした場合の被ばく量 : 約 6.4 μ Sv
- 1cc全量を飲んだ場合の被ばく量 : 約 88,800 μ Sv

(※ただし、輸送物には「放射性」の文字及び中身を開封しないよう注意書きがある。)

(参考)

- 法令で定める年間被ばく量(一般人)(※) : 1,000 μ Sv
 - 臨床的障害が発生する被ばく量 : 200,000 μ Sv
 - 飛行機でヨーロッパ往復したときの被ばく量 : 約100 μ Sv
- 発ガンリスクは、1,000 μ Sv当たり0.005%増加すると言われている。(ICRP1990年勧告より)

(※) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抜粋)

(使用施設の基準)

第十四条の七 法第六条第一項の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

三 使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて文部科学大臣が定める線量限度以下とするために必要なしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

ロ 工場又は事業所の境界(工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界)及び工場又は事業所内の人が居住する区域における線量

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(告示)(抜粋)

第10条(しやへい物に係る線量限度)

2 規則第十四条の七第一項第三号に規定する同号ロに掲げる線量に係る線量限度については、次のとおりとする。

(1)実効線量が3月間につき250マイクロシーベルト